

# 古事記における物部伝承の考察

## 松田 章

### 一

古事記において、物部系伝承がすこぶる不当な扱いを受けている事は既に指摘されているところである。<sup>註1</sup>

一方書紀は全く豊富に物部系伝承を持っている。この事は古事記編纂当時の物部氏の朝廷における地位等を考える時、実に不可解というより外はない。

小論は物部系伝承を中心に、古事記編纂の内部事情に触れてゆこうとするもので、古事記成立に関する何らかの手がかりを得たいと願うものである。

最初に書紀にあって古事記に見られない物部系伝承を、次に両書にあるが著しく違っている伝承を考察、全体として古事記は物部系伝承を否定している事を指摘したい。

### 二

書紀に在って古事記に見られない物部系伝承について考察する。

書紀を仔細に眺めてゆくと物部系伝承と思われるものが実際に多く、加えて皇室側記録と思われるものにある物部一族の名前を数えると、誠におびただしい数にのぼる。しかし今それらの一つ一つを検討する必要も認められないで、いくつ

違う伝承を見せ、東征段の石上神宮と布都御魂との不注意な分註が、物部伝承否定を一転して肯定に持つてゆくかに感じさせるが、実はもつと後代、石上宅嗣の作為ではないかと推定して、古事記成立に関して惹起した物部氏の動きを考察する予定である。

#### 註

- 1 錦田純一『先代旧事本紀の研究（研究の部）』八六頁以下。神田秀夫『書紀成文の五段階』へ上代文学研究と資料所収／一〇八頁以下。

かを総括しながら述べるにとどめたい。又随分多岐にわたる問題を含むので、記紀両書の物部系伝承を比較するに限りないと思う。

さて第一は崇神紀冒頭に、

母曰伊香色謎命。物部氏遠祖大綜麻杵之女也。（印筆者以下同じ）

とある記事である。この伊香色謎命に関して書紀は、

妃伊香色謎命、生彦太忍信命。（孝元紀）

六年春正月、辛丑朔甲寅、立伊香色謎命為皇后。是庶母也。

（開化紀）

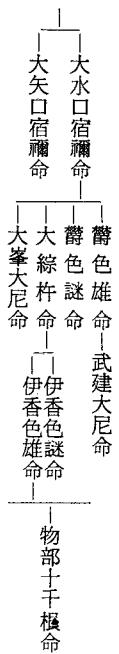
とあって、孝元天皇の妃、開化天皇の皇后で崇神天皇の母と言う。これに對比すべき古事記の記事は、

此の天皇、穂積臣等の祖、内色許男命の妹、内色許賣命を娶して、……又内色許男命の女、伊迦賀色許賣命を娶して……（孝元記）

又庶母伊迦賀色許賣命を娶して……（開化記）

とあるものである。

問題は伊香色謎命を書紀が物部氏遠祖大綜麻杵の女とし、古事記が穂積臣等の祖内色許男命の女としている点である。旧事本紀を見ると次図の如くである。<sup>註1</sup>



物部氏と穂積氏は同祖であり、穂積臣遠祖伊香色雄命（開化紀）、穂積朝臣 石上同祖。神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也。（新撰姓氏錄左京神別）、穂積臣 伊香賀色雄大水口宿禰之後也。（同）等と見えている。当面の問題に關して記伝は「異なる伝なり」と片付けているが、書紀が記す物部をわざわざ穂積としている点、物部否定が窺われ、伯父の子となつた原因であろうと思われる。

第二はやはり崇神紀にあり、大物主神・大田々根子に関する記事に見える。関係箇所のみを見ると、

乃ト使物部連祖伊香色雄為神班物者吉之。……十一月、

丁卯朔己卯、命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物、  
トあり、古事記では、

又伊迦賀色許男命に仰せて、天の八十毘羅訶を作り、……

とある部分である。一見問題はなさそうであるが、この命は古事記ではこゝにのみ記されるものであり、物部が落されている以上、もし姉の考元・開化妃、伊迦賀色許賣命との関連に於いて理解しようとすれば、先述の穂積臣の遠祖となる。この様に推定するのは行過ぎかも知れないが、ともかく物部が消されているのである。

第三は垂仁紀に見られる物部十千根大連と石上神宮に關するいくつかの記事であるが、古事記には一切見られない。石上神宮は後にも述べるが、物部氏にとつては極めて重要な意味を持ち、その伝承も決してなおざりには出来ない筈である。

る。しかもこれはすべて抹殺されているのである。

第四は、履中即位前紀の履中天皇の弟仲皇子の乱に関するものである。皇太子妃にもとめた黒媛を仲皇子が横取りし、それが露頭したため罪せられる事を恐れて皇太子を殺そうと

軍勢をもって太子の宮を取り囲んだ。この時平群木菟宿禰、物

部大前宿禰、漢直祖阿知使主の三人が太子を扶けて逃げ、河

内を経て石上振神宮に入った。やがて三弟瑞齒別皇子の謀略

で仲皇子が殺され、天皇は即位した。以上が書紀に記す物語

の概略であるが、更に細註に「云、大前宿禰抱太子而乘」

馬」とあり、いかにも物部氏の功績を称揚していることが知られる。

しかるに古事記は「是に倭の漢直の祖、阿知直盜み出して、御馬に乗せて倭に幸でまさしめき」とのみ記し、物部、大伴は姿を見せない。記紀両書は精粗はあれほど同一の伝承であり、「故、上り幸でまして、石上神宮に坐しましき」と逃げ込んだ先が一致しているのであるから、物部系伝承の骨子を使いながら物部を否定したのが古事記と考えられる。

第五は安康即位前紀に在る。皇太子輕皇子は暴虐淫蕩であった為、弟穴穗皇子に民心が移り、それを恐れた輕皇子が軍をかまえ、物部大前宿禰の家にかくれた。その為穴穗皇子も軍勢をととのえ大前宿禰の家を囲む。大前宿禰が出て来て「願勿害太子、臣將議」と言つたので「由是、太子、自死于大前宿禰之家」と結んでいる。

これは物部系伝承の一つのパターンであると思われる。後にも述べるが東征段の饒速日命の伝承、鮒・影媛伝承に同様の形式が見られる。それは物部側と思われる（もしくは援助を求める）A（反天皇側）が物部氏によつてB（天皇側）に渡され、それが物部氏の功績となる、というものである。

又穴穂皇子即位後「則遷都于石上。是謂穴穂宮」とあるから、物部氏がこの天皇のため力になつてゐる事を窺わせ、当伝承を物部氏のそれとしてよいと思われる。

しかるに古事記は例の如く物部大前宿禰を大前小前宿禰とし、允恭紀にある輕太子と輕大郎女の同腹兄妹の悲恋歌謡物語を組合せ、更に書紀が全く別人とする輕大郎女（允恭帝皇后忍坂大中姫の女）を衣通郎女（忍坂大中姫の妹）と同一人物として、古事記中最も形の整つた歌謡物語を構成している。書紀に見られる物部系伝承はほゞ同形のまゝ取り入れられてゐるのであるが、全体的に見ると歌謡物語に埋没している感がある。旧事本紀によると、物部大前宿禰連公、物部小前宿禰連公と兄弟の名が見え、この二者を接合し、しかも物部を落しているのが大前小前宿禰であり、輕太子伝承に組入れられた為仕方がないかも知れないが、それだけに物部伝承が軽く取上げられ、物部否定と見なしてよいかと思われる。

第六は雄略紀に、

以平群臣真鳥為大臣、以大伴連室屋、物部連目為大連」とあり、同紀は更に目大連の活躍をいくつか記すが、古事記

は全く触れていない。

第七は武烈紀の平群鮪に関する伝承である。紀によれば、平群真鳥大臣は仁賢天皇死後自ら天皇になろうとした。その子鮪は太子（武烈）が娶ろうとした物部鹿火大連の女影媛を自らのものとし、影媛が梅柏櫻市のか垣で太子と逢うと、俄に割り込んで、歌物語になる。太子は実相を知り、又父子の専横を怒って大伴金村に計って兵を集め、鮪を乃樂山で殺した、と記している。

賀古明氏はこの伝承を四つに分け、武烈天皇即位前記、志昆伝承及附隨歌譜群、影媛伝承、平群氏族討滅伝承とされた。<sup>註2</sup> そして即位前記と平群討滅とは、大伴氏の権勢成立の原因を語るものとされ、志昆伝承は平群氏族の伝承であり、影媛伝承は物部氏のそれとされた。影媛伝承を物部系伝承とは、書紀細註に「一本云鮪宿影媛舍即夜被戮」とある影媛舎とは物部家と考えられ、前述の物部系伝承のパターンを示していると考えられる点からも確認されよう。

古事記ではこの物語は清寧記に見え、鮪は志昆とあって同一であるが、武烈天皇ではなく武烈の伯父袁祁命（顯宗天皇）であり、影媛ではなく菟田首等の女大魚である。記伝は大和の宇陀より出た氏か、と菟田首を説明しているが、宇陀と書いても菟田と書く例はないと疑っている。もとより物部氏との関係も分らない。しかも古事記は影媛に代るに大魚を入れたというのではなく、影媛伝承と言われる部分を全く否定し

ていると思われる。賀古氏も志昆伝承において、相手の女性（影媛・大魚）や男性（太子・袁祁命・王子）の不特定性を指摘して、それが平群氏族伝承であることを確認しておられるが、氏の論からも右の推測は支持されるものと思われる。こゝでも物部系伝承は抹殺されているのである。

以上七項目を挙げたが、詳細に見ればこれだけに限らない事は言うまでもない。<sup>註3</sup>

このように、全く無視否定し掲載されない場合、物部系伝承でありながらそれと明示されない場合、更に古事記編纂者側に都合よく改変される場合（これは次に考察する）等あり、いずれにしても物部否定の方向に變りない事が知られる。

### 註

1 鎌田純一『先代旧事本紀の研究（研究の部）』一四〇頁

2 賀古明『日本書紀成立における氏族的傾斜の一影』へ古代文学

3 安閑紀に妃として物部木蓮子大連女宅媛の名が見えるが、古事記は皇妃に関しては一切記さない。神田秀夫『書紀成文の五段階』へ上代文学研究と資料所収／一〇九頁にこの問題を取り上げてあるが、今当面する物部否定とは別問題と考える。

### 三

書紀にも在り古事記にも在る、つまり古事記が明かに物部系伝承と認めるものについて考察する。

これは二つあり、一つは書紀とは極度に違っているが、神

武東征段の邇芸速日命に関する伝承であり、一つはわずか数行に短縮されはしているが、笠紫君石井（磐井）の乱に於ける物部荒甲大連（物部龜鹿火）の伝承である。

書紀の撰進は古事記より遅いが、その書紀には、先に見た様に数多くの物部系伝承が存在し、しかも古事記と大いに違つて正統に伝えられていると思われる所以あるから、古事記撰録の天武期から元明期にかけて、当然数多くの物部系伝承が存在していた筈である。そしてこれらの伝承は物部一族によつて誇り高く語り継がれていたに相違ない。持統五年八月に上進せしめられた纂記に、十八氏の一つとして石上（物部の改姓）が見えるが、この纂記は書紀の素材となつたと言われているよう、おそらくこの中にそれらが記されていたと考えられる。とするならば、古事記がわずか二つのみを記し、他の多くを物部のそれと明記しないのは、何か特別の理由があつてのことと考えられてくる。

さて、第一の邇芸速日命に関する伝承は、神武東征段のかなり重要部を占めていくと思われる。

邇芸速日命は、櫛玉饒速日命（紀）、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊（先代旧事本紀）、饒速日命（新撰姓氏錄）とも記される物部氏の祖神である。この命は、那賀須泥昆古（登美昆古、長髓彦）の妹登美夜毘賣（三炊屋媛、長髓媛、鳥見屋媛）を娶り、生れた子を宇麻志麻遲命（可美真手命）としている。東征段における物部系伝承をどの範囲までに限るかはかな

りの問題である。それは物部系伝承の原型成立から考察しなければならない問題を持つてゐるのであるが、当面の問題点を少し離れるのでそれは別の機会に譲り、ここでは記紀の差異を明確にして考察すればよいと思われる所以、必要部分のみを対象とする。

長髓彦とその一族の神武軍に対する反抗はすこぶる強硬なもののように記紀両書とも記してゐる。五瀬命を死に至らしめ、金鶏の飛来によつてようやく優勢を得（紀）、饒速日命に殺されて東征が峰を越す（紀）という程のものであつた。もつとも古事記は邇芸速日命にこの軍功を与えず、武神軍が討伐したものであるかの如く記してゐる。

#### 神武紀の冒頭の部分を見る。

……抑又聞於鹽土老翁曰「東有美地、青山四周。其中亦有乘天磐船而飛降者。余謂、彼地必當足以恢弘大業。光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者、謂是饒速日歟。何不就而都之乎。」

という神武天皇の言葉があり、これによつて東征が始るのである。こゝに注意すべきは、饒速日命が東の美しき地に既に居住していると認められてゐる事である。古事記は、何地に坐ざば平らけく天の下の政を聞き看さむ。猶東に行かむ。とだけあり、勿論鹽土の老翁に聞く事もなく、邇芸速日命の事も見えていない。

紀はこのあと國の神との数々の戦いを経て東進し、大和に入り、長髓彦とも戦う事を記し、その和睦のところでは、  
 長髓彦即取饒速日命の天羽々矢一隻及歩輶以奉示天皇。々  
 覧之曰、事不虚也。還以所御天羽々矢一隻及歩輶賜示  
 於長髓彦長髓彦見其天表益懷踴躍然而凶器已構、其勢、  
 不得中休。而猶守迷圖無復改意。饒速日命、本知天神慇  
 慇、唯天孫是與、且見夫長髓彦稟性復良、不可教以天人之  
 際乃殺之、帥其衆而帰順焉。天皇、素聞饒速日命、是自  
 天降者。而今果立忠效則製而寵之。此物部氏之遠祖也。  
 と結ばれている。つまり饒速日命の帰順は、饒速日命側と考  
 えられている長髓彦を倒したところにある。これは先述の物  
 部伝承のパターンである。一方古事記は、  
 故、爾に邇芸速日命參赴きて、天つ神の御子に白しつく、  
 「天つ神の御子天降り坐しつと聞けり。故、追ひて參降り  
 来つ。」とまをして、即ち天津瑞を献りて仕へ奉りき。故、  
 邇芸速日命、登美昆古が妹、登美夜昆賣を娶して生める  
 子、宇麻志麻遲命。此は物部邇芸速日命の祖也。

とあって書紀と著しく違っている。それは、

(1) 邇芸速日命の大和先住が認められていないこと。

(2) 長髓彦を討伐したという軍功が与られていないこと。

以上の二点を否定すれば、もはやこの伝承の意義は無に等しい。書紀に於て冒頭に大和先住を述べているが、これがあるからこそ、長髓彦の反抗も根拠ある事になり、物部氏とす

れば、天皇軍へ帰服する意義もあるというものである。

津田氏は既に、「この命は、皇孫降臨の物語に於けるオホナムチの命と似た地位に置かれてゐるのであつて、多分、それに摸して作られたものであらうと思われるが」と指摘されたが、いかにもこの部分は大国主神の国譲りを回想せしめる。自己の武力的象徴である長髓彦に建御名方神を、饒速日命に大国主神を比定する事は難しいことではない。おそらく物部伝承が神武紀に存在する理由は、自己の祖先の業績を誇る物部氏の要請によるものであろう。そして既に大和に居住し、強敵長髓彦を伐し、天皇を迎入れた饒速日命は、第二の国譲りをなした存在として、氏族間に君臨しようとしたのではなかつただろうか。それだからこそ天つ神の御子として、天皇家とは別系の出自を自認したものではなかつたか。註1

これを裏返せば、天皇家側には都合の悪い伝承であったと考えることは容易である。古事記編纂者側にとつてもこの伝承ははなはだ迷惑な存在であったのであろう。

高天原挙げての関心事とした葦原中国の平定、莊重なる国譲り、そして神々しくも莊嚴なる天孫の降臨と物語は次第に高潮し、中巻に至るや遠く九州の果から長年月をかけて各地を平定、今ようやく激戦の末大和に都しようと最後の戦いをいどんでいるのである。そこへ突然、別口の天神の子がその強敵を討し帰服して來るのである。すこぶる迷惑な伝承であった事は言うまでもなかろう。つまり古事記は、二度の国譲

り、二人の天孫を必要としなかったのであり、その志向する意図から言えば、一切否定しなければならなかつたのではなかつたか。そこに古事記が語る、(2)長髓彦を討つたのは決して邇芸速日命ではなく、(1)大和平定後に邇芸速日命が「追ひて参降り来」た、としなければならなかつたのである。

この古事記の話を物部氏の祖の事跡であると信ずるならば、一体物部氏が天皇側にとつていかなる存在であるというのであろう。神武軍が大和平定の後、邇芸速日命が天津瑞を獻つて仕える様になつた。この命へ、討伐した登美毘古の妹の登美夜毘賣を賜うたが、その子は物部氏らの祖である、というだけの事になり、書紀物部伝承は見事に改変されてしまつた事になる。

だが問題は次にある。古事記編纂者側は目的を達したであろう。しかし、物部氏側はどうであろう。小論の焦点はこの辺にある。

もう一つの伝承、物部荒甲に関するものは、古事記に此の御世に、竺紫君石井、天皇の命に従はずして、多く礼无かりき。故物部荒甲の大連、大伴の金村の連二人を遣して、石井を殺したまひき。(縦体記)

とあるものである。書紀に比すると実に短縮されていて、しかも書紀は物部龜鹿火一人のみを記すのに對して、ここでは大伴金村が加っている。

縦体朝前後が日本史上的一大変革期であったことは、多く

の史家の論証されるところである。<sup>註3</sup>それは武烈天皇に後継者がなかつた為、大和朝廷は分裂、各地に動乱が起り、北の地より応神帝五世の孫と称する袁本守命が立ち、遂に皇位につき繼体帝となつた。同様に九州の地に立つたのが磐井であり、「第二」の繼体を志して失敗した」とまで言われる動搖期であつたらしい。更に安閑、宣化、欽明の三天皇に関しても、辛亥の変と呼ばれる動乱があり。朝廷の動搖は続く。こうした内乱の実相は所謂豪族間の反目に根ざし、大伴・物部・蘇我等の浮沈をかけた争いであつた事は言うまでもない。

この記事はこうした時代背景を持つのであるが、さて古事記は仁賢天皇以後、卷末の推古天皇までの十代の記事を、帝紀のみに終始させている。その中で唯一の例外的な記事がこれなのである。書紀を見ると必ずしも黙過すべからざる事件がこの十代には散見する。しかるにそれら一切に口を噤み、この記事のみを取り上げているのである。

すべての面で否定改変された物部系伝承はこゝにその法則を破つてゐるかの如くである。この物部肯定は不可解と言うより外はない。もつとも、短縮され、大伴金村が加つたとして、いわば消極的否定をしてゐるとも考えることは可能である。しかしそれならば、物部荒甲そのものを消す方が、帝紀のみに整えられ、整然とする。

これは別の問題と考える。即ちこの十代は帝紀のみが記されているのであって、機械的に書写された帝紀にこの物部荒

甲に関する記事が記されていたものである。

その理由の第一は、先述の如く繼体朝が朝廷の一大動乱期であった事、磐井の乱が朝鮮問題を背景にした未曾有の大事件であった事、又それが単なる皇族間の皇位繼承争いではなくかった事などより、帝紀に添加される可能性を認めた。

第二は古事記が大伴金村の名を挙げてある事である。書紀継体紀は

秋八月辛卯朔、詔曰、咨大連、惟茲磐井弗率、汝徂征。物部龜鹿火大連再拝言、嗟夫磐井、西戎之奸猾。負川阻而不庭、憑山峻而称乱。敗徳反道、侮慢自質。在昔道臣爰及室屋助帝而罰、拯民塗炭。彼此一時、唯天所賛、臣恒所重。能不恭伐。

とあるが、書紀通証を見ると、「道臣室屋皆大伴氏祖也。今按此称揚祖先之功業、則當字麻志麻治矣。乃物部氏之始祖也。更舉他姓功臣其儀未審。蓋史氏之過乎。古事記曰。遺物部

荒甲之大連。大伴之金村連二人而殺石井也。如此詔則義亦粗通」とし、更に記には「但し右の龜鹿火大連の再拝言せる語の中に、在昔道臣爰及室屋助帝而罰云々と言せるは、金村大連の語にこそ如此と申すべけれ、物部氏の人の、他姓の大伴の祖の功をのみ申さむこと、あるべくもおぼえず、されば此度の大將軍此記の如く両人にて、此奏せる言は、金村大連の言なりけむが、紛れて龜鹿火大連の言とはなれにや、書紀の趣疑はし」として、いすれも書紀の龜鹿火の言葉を疑っている。書紀伝承に何らかの作為があつたように思われる不自然さがある。つまりこの乱には、龜鹿火・金村二人の参加がより本來的伝承であり、この場合記を古い形とすべきだろう。とすれば、古事記編纂者が、書紀の伝承を本来の形に直したものとも、書紀以外の資料を用いたとも考えられない。何故なら、そうした改訂があるなら当然物部否定を画策してよい。とすれば無批判に書き写したと思われる。帝紀以外にその出所を認め難いのではないか、というのが第二の理由である。

要するに継体記の物部系伝承は、これまで考察してきたそれらと違い、古事記編纂者の否定の対象にならなかつたものとしなければならぬであろう。

以上の考察で明確になつたように、物部系伝承はことごとく否定されている訳である。

### 註

1 津田左右吉『日本古典の研究』上二九〇頁。

2 記紀両書とも饒速日命の天つ神の子であることを否定してはい

ない。物部氏としてはそれだけの自負があつての事であろうか。然りとせば天皇家側としては皇統譜に組入れられない存在への抵抗感が物部伝承への極度な否定をとらせたものとも考えられる。

3 喜田貞吉『継体天皇以下三天皇位繼承に関する疑問』へ歴史地理五十二巻一号▽。水野祐『増訂日本古代王朝史論序説』。林屋辰三郎『継体欽明朝内乱の史的分析』へ古代国家の解体所収▽。直木孝次郎『継体朝の動乱と神武伝説』へ日本古代国家の構造所

## 四

大和朝廷に於ける物部一族の動きは、繼体朝以後、物部龜鹿火、物部尾輿、物部弓削守屋等が歴代天皇に仕えているが、守屋が蘇我氏に倒され、以後その勢力を失う。そして天武朝以後再び頭角を現し、物部（石上）麻呂に至って左大臣の要職を務める程の重鎮として奈良朝政に勢力を持ち、やがて雁行してくる不比等を中心とする藤原氏にその権勢を譲る、という経過をたどる。

天武紀五年六月の条に、

物部雄君連忽發病而卒。天皇聞之大驚、其王申年從車駕、入東國以有大功降恩贈内大紫位、因賜氏上。

とあり、物部連雄君の名が見られる。壬申乱に車駕に従つたとあるから、「舍人朴井連雄君」と記す人物と同一である。書紀は「朴井連雄君奏天皇曰、臣以有私事独至美濃、時朝庭、宣美濃尾張両国司曰、為造山陵予差定人夫、則人別令執兵。臣以為、非為山陵必有事矣。若不早避、當有危歟。」と記して、雄君の逸速い注進によつて壬申乱の火蓋が切られており、この速攻が天武側に勝利をもたらしたと思われ、雄君は天武朝成立に少なからぬ力になつた事が窺われる。

壬申乱の功臣に対する贈位は大紫位が最高であるが（天武十四年以後は直大壹位<sup>註1</sup>）、雄君がこれに該当する事は、天武天皇の物部氏に対する態度の泰辯にあるかを知らしめてくれる。もともと、乱後天皇は畿内豪族に対しては、親和的であり、物部氏に対しても例外ではなかつたと考えられる。

川崎庸之氏は「物部雄君の死に際して氏上を授けたといふようなことも、それによつて雄君の流をとくに榮誉あらしめるということもあるが、物部の八十氏は、それによつてもう一段細かく分たれてゆくという効果もあるわけであつて、もしそうでなければ、宮廷がその氏の選出になる氏上以外に別に特定の人物に氏上を授けるというようなことは、元來無意味なことであるといわなければならぬ。」として、「氏としてのまとまりをできるだけ細分化してゆこうとする意図<sup>註2</sup>」を指摘しておられる。然りとせば、この時に於ける天武天皇の意図は外的には大いに物部雄君を称讃しながら、その実は古事記に示される様な否定的方向にあつたと言わねばならない。しかし物部氏の氏上に関しては判然としていないのであり、果して川崎氏の推論の如くであるか問題がある様に感ずる。

さて、雄君の死後朝廷に参づるのは、物部連麻呂である。おそらく雄君の後物部を代表して朝政に参じたと思われるが、雄君の子ではなく別系の物部馬古の子と旧事本紀は記してい

彼の名が最初に見られるのは、天武紀王申乱の時、大友皇子が追いつめられ、自刃し果てた条に、「於是大友皇子、走

無所入、乃還隱山前、以自縊焉。時左右大臣及群臣皆散亡」。

唯物部連麻呂且一二舍人從之」とある中に於てである。これ

が今問題にしようとする人物と同一人であるかは判然としない。<sup>註3</sup> 田中卓氏や直木孝次郎氏は同一人物とされたが、然りとせば、大友皇子親近の陪臣であった麻呂が、どの様な経過で

天武天皇の信頼を得る様になつたか興味深いものを感ぜしめるが、充分に分らない。唯天武天皇は壬申乱の戦犯者に対しこそは、極めて寛容であり、この物部連麻呂もそうした一人であつたとしても不思議はないと言えよう。

天武五年十月の条に

甲辰、以大乙上物部連麻呂為大使、大乙中山背直百足為小

使遣於新羅。

とあり、又六年二月に

二月癸巳朔、物部連麻呂至自新羅。

と見える。又十年十二月の条には

癸巳、田中臣鍛師、柿本臣綱、田部連国忍、高向臣摩呂、

粟田臣真人、物部連麻呂、中臣連大嶋、曾禰連韓犬、書直

智徳、并堀拾人、授小錦下位。

とあって、これらに見える様に物部連麻呂は天武朝廷の中枢にあって活躍していたとしてよいであろう。

天武十三年の賜姓では多くの臣姓に交つて朝臣姓を賜つて

いる。

天武紀に見られる最後の一つは天武天皇崩御の朱鳥元年九月の条である。大海宿禰葛蒲らが誅をたてまつる事を記し、

次直広參石上朝臣麻呂誅法官事

とあるもので、石上は後に述べるが物部の改名であるが、後の式部省を代表して誅をのべているのだから、相当の高官と認め得る。

以後の経歴を見ると、「持統三・九大宰帥河内王に位記を

送る使となり、且つ筑紫の新城を監した。また同四・正朝賀に大盾を樹てたことがみえる(書紀)。朱鳥六・三(持統六・三

(カ))伊勢行幸に従い、「石上大臣駕に従ひて作れる歌」を残した。その左註に広瀬王を留守官とし、中納言三輪朝臣高市

麻呂の諫奏を受け伊勢に行幸した由がみえる(万葉一44)。持統十・一直広堺に叙せられ、資人五十人を仮賜された(書紀)。

文武四・十筑紫惣領に任せられた。時に直大堺。大宝元・三

中納言直大堺の時、正正三位に叙せられ、同月、中納言廐止に伴い大納言に任せられた。同元・七多治比真人の弔贈使と

なり、同二・八大宰帥を兼ね、同三・閏四右大臣阿倍朝臣御主人の弔贈勅使となつた。慶雲元・正大納言従二位の時、右

大臣に任せられ、同月、封二千一百七十戸を賜つた。和銅

元・正、正二位に進み、同元・三左大臣に転じ、同元・七穗積親王らと共に召されて勅を賜わり、同三・三平城京に遷都

するによつて藤原京の留守司となり、養老元・二薨じた。時

に年七十八。天皇は深く惜しみ廢朝を令し、勅使長屋王、多治比真人三宅麻呂を第に遣わして弔賄せしめ、從一位<sup>註4</sup>を贈つた。百姓も追慕して痛惜しないものはなかつたといふ。」というものである。

ところで物部が突然石上に改名していることは不可解である。

石上が初めて現れるのは、朱鳥元年九月の天武崩御の誄の条であるが、天武十三年の賜姓の時には物部と見えていたから、この二年の間にと考えられる。

ただ持統四年一月一日持統天皇即位の条に、「四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、樹<sup>註5</sup>大盾・神祇伯中臣大嶋朝臣、<sup>讀</sup>天神壽詞畢」とあり、再び物部になつてゐる。これは異例であつて、物部・石上が混用されているかの如き感を抱かせるのであるが、下文に中臣大島朝臣と記されている点に注目すべきである。中臣朝臣大島は既に天武十四年九月に藤原朝臣大島と見え、以後藤原を名乗つてゐる。しかるにここに中臣と記され、これより後再び葛原朝臣大島(持統七年三月、五月)と記されているのだから、この即位の条のみが旧きに還つて記されていると考へるべきかと思う。

中臣と藤原の場合、次の様な事が考えられる、天智紀八年十月の条に「庚申、天皇遣東宮太皇弟於藤原内大臣家、授<sup>註6</sup>大織冠與大臣位、仍賜姓為<sup>註7</sup>藤原氏。自此以後、通曰<sup>註8</sup>藤原大臣。辛酉、藤原内大臣薨。」とあり、大織冠伝には「仍授<sup>註9</sup>大織冠。以任<sup>註10</sup>内

大臣。改姓為<sup>註11</sup>藤原朝臣。」とあるが、天武十三年賜姓には「中臣連」と記されているから、「思ふに鎌足が天智朝、此の氏を賜ひしと云ふも、カバネの見えざるを思へば、一の称号の如きものたりしか、天武朝の賜姓に見えざるも、その故ならん。」と太田亮氏の論述<sup>註12</sup>の如きであつたろうと思われる。文武紀二年八月条には「詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令<sup>註13</sup>其子不比等承<sup>註14</sup>之。但意味麻呂等者、縁<sup>註15</sup>供<sup>註16</sup>神事、宜復<sup>註17</sup>旧姓焉」とあるから、ここに藤原・中臣の氏姓が職掌によつて分離明確化されたと考へるべきである。以上の事が成り立つとすれば、大島が藤原姓を用いたのは非公式な使用であるか、漠然と鎌足の個称を氏姓と考へての事であるか、どちらかであろうと思われ、天武賜姓後の朝廷には、そうした身勝手な改変が取行わたるとも考へさせらる。ところが又、天武十四年五月の条を見ると「甲子、直大肆栗田朝臣真人讓位于父。然勅不聽矣。」とあり、個人的な位階譲渡ではあるが、こうした風潮は厳しくとどめられた事実もあつたとも考へるべきである。

物部から石上への場合、その改変の理由を見つけ出すことは容易ではない。

この改姓はこの時のみではなく、光仁天皇の宝龜六年十二月の統紀には「從三位石上朝臣宅嗣賜姓物部朝臣。以其情願也」と見え、麻呂の孫の宅嗣の時に至つて再び物部に変つてゐる事が注目させられる。情願とあるから宅嗣が奏上したに

相違なく、学識秀でた彼のことであるから、天武の改姓に何か不満を持ったのではあるまいかと思わせる。

しかるに四年後の宝亀十年十一月には、またまた「勅、中納言從三位物部朝臣宅嗣、宣<sup>モ</sup>改<sup>モ</sup>物部朝臣賜<sup>モ</sup>石上大朝臣」とあって、石上になつてゐるのである。この度重なる改姓は決して単純な問題ではあるまい。宅嗣の時代の事は別として、最初の改姓はいかなる事情をその中にひそめているのである。

新撰姓氏録に次の記事がある。

#### 布留宿禰

柿本朝臣同祖。天足彦国押人命七世孫米餅搗大使主命之後也。男木戛命。男市川臣。大鷦鷯天皇御世。達<sup>モ</sup>倭賀<sup>モ</sup>布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地。以<sup>モ</sup>市川臣<sup>モ</sup>為<sup>モ</sup>神主。四世孫額田臣。武藏臣。齊明天皇御世。宗我麁夷大臣。号<sup>モ</sup>武藏臣物部首并神主首。因茲失<sup>モ</sup>臣姓<sup>モ</sup>為<sup>モ</sup>物部首<sup>モ</sup>。男正五位上日向。天武天皇御世。依<sup>モ</sup>社地名<sup>モ</sup>改<sup>モ</sup>布留宿禰姓<sup>モ</sup>。日向三世孫邑智等也。

これは書紀垂仁紀三十九年条の別伝に石上神宮へ劍一千口

を藏めた記事が見え、「是時、神、乞之言、春日臣族、名市河。

令治。因以<sup>モ</sup>市河<sup>モ</sup>令<sup>モ</sup>治<sup>モ</sup>是今物部首之始祖也。」とあるのと一致する。問題は物部首が天武期に布留宿禰と改姓している事実である。

天武紀は十二年九月条に三十八氏を連に昇格させてゐるが、

この中に物部首の名が見え、おそらくこの氏が今問題にしている氏と同一であるうと思われる。しかるに十三年十二月の賜姓の条に五十氏に宿禰を賜うことが見え、中に布留連がある。姓氏録の記事より類推してこれを同一氏とすれば、物部首は物部連となって一年余にして、又もや布留宿禰となつている事となる。

これが事実とすると、つまり天武十三年前後以来に物部という姓は存在しなくなつてしまふのである。代るに石上・布留という姓が作り出された。

これは古事記に於ける物部伝承否定と同線において考えるべき内容を持つのではないだろうかと考えさせる。

しかも物部連は中臣連と同様、多くの臣に列して朝臣を賜つてゐる特殊的存在であり、布留宿禰も物部首からすれば二階級の昇格で、いざれも異例としてよいかと思われる。そこに皇室の改姓への積極的動きを感じざるを得ないのである。一方において極度の否定をとると共に、一方においてその代償とも言うような政治的配慮があると言うことは、当然考え得る事なのである。

さて、もう少し石上について考察しよう。

記伝を見ると「石上と改められし由縁は、伝十八ノ巻、石上神宮の下に云るが如し」として、巻十八では石上神宮に由来していると説いてゐる。旧事本紀には、物部守屋の弟に物部石上麁古という人物が見えてゐるが、この家を継いだとい

う訳でもあるまい。太田亮氏も「こは物部氏の氏神石上坐布留御魂神社が此の地に鎮座するが故なるべし」としている。おそらくその由来については首肯さるべき意見と考へる。ところで、物部氏と石上神宮についての記紀の伝承は、またもや異なるのである。

書紀は垂仁紀に詳しい。即ち垂仁天皇の皇子五十瓊敷命が、茅渟の菟砥の川上宮にて劍一千口を作り、石上神宮に藏めた。後天皇は五十瓊敷命に命せて石上神宮の神宝をつかさどらしめた。その後この命が年老いた為、妹大中姫にその任せを譲ろうとしたが、彼女は受けず、物部十千根大連に授けて治めしめた。「然遂大中姫命、授物部十千根大連而令治。故物部連等、至于今治石上神室是其縁也。」と結んでいる。この時以来、「今」に至るまで物部氏と石上神宮の関係が続くのであり、記伝はこの事を称揚するため後石上朝臣となつたとしているのである。

一方古事記は、先にも見た様にこの伝承を載せていない。唯、神武記に「此の刀の名は、佐土布都神と云ひ、亦の名は瓊杵都神と云ひ、亦の名は布都御魂と云ふ。此の刀は石上神宮に坐す。」と註文があり、これが唯一の石上神宮と物部氏の関係を語る記事と言えよう。この註文は高倉下が建御雷神の横刀を献上する伝承に見えていて、これとはゞ同様の伝承を載せる書紀には一向見えない記事である。しかるに旧事本紀を見ると、神武東征に軍功のあつた宇麻志麻治命にこの劍

を与えた記事がある。「朕嘉其忠節。特加褒寵。授以神劍。答其大勲。凡厥神劍。師靈劍刀。亦名布都主神魂刀。亦云佐土布都。亦云建布都。亦云豐布都神。是矣。」とあるから、古事記の記事をふまえていると思われ、更にまた「伊香色雄命云々。遷

建布都大神社於大倭国山辺郡石上邑。則天祖授饒速日尊。自天受來天璽瑞寶。同共藏斎。号曰石上大神。以為國家亦為氏神。

崇祠為鎮」とあり、記紀共に見られない伝承を載せている。

しかし、天武三年八月の天武紀は「遣忍壁皇子於石上神宮。以膏油鑿神寶。即日敕曰、元來諸家貯於神府寶物、今皆遷其子孫」と記していく。石上神宮が諸家の神宝を預り持つという事を示している。これは書紀が語る、石上神宮の職掌に合致する。おそらく石上神宮は朝廷の神宝庫や武器庫を有し保管していたものであろう。同時にそれは物部氏の職掌でもあつたと思われる。つまり、こうした朝廷と物部氏と石上神宮との起源的関係を述べたのが書紀の記事であり、伝承としては多くに認められるものであつたとすべきだらう。記事中の大中姫命は、伊勢神宮の齋女であつた倭姫命の姉であり、この辺にも、伝承としての正統性が認められようし、朝廷との濃厚な関係を確認出来よう。

さて、石上神宮と物部氏は書紀の記す伝承の如き関係であるとすれば、古事記、旧事本紀ラインの伝承はいかなる事を意味するのであろうか。この二書を並べてみると、いかにも二つは同一線上にあるかの如くであるが、そう考へるのは早計

であろう。川副武胤氏は「(記)本文に頻出する疊句的手法を用いるものは原注であろう」として、原注とは八姓制定直前につけられた原古事記作者の注とされている。<sup>註8</sup> 然りとせば、天武天皇が、石上神宮と布都御魂に関する関係を註記したもので、それが物部氏に利用されるとはいさかも考えなかつたものであつて、旧事紀伝承とは切り離して考へねばならぬものである、としなければならぬ。そうでなければ、あの執拗な物部伝承否定の立場を、ここで破ることになるのである。尤も

これを旧事紀と同一線上に考へ、後に誰か物部氏の手によつて記入されたと考えられない事もない。そういう設定には非常に興味を持つのであるが、それではあまりに話が巧く出来すぎている。石上神宮と布都御魂の関係は古いと思われ、<sup>註9</sup> 旧事紀の話を無視した所で、いやそうした話はなかつたところで、天武八姓制定前に記入されたという事は考へ得る線である。だからこの註文は物部氏伝承とは全く無関係であるとしてよい。

さて以上の如く、古事記では、物部氏はその伝承のすべてを否定改変されてしまったのであり、現実には物部という姓さえ認められず石上・布留に改めさせられたのである。それ代るに家格の異例の昇進や、麻呂らを朝政に厚く用いたりした。こうした事情が古事記編纂の過程においてなされていたことは認められるであろう。

以上の考察によつて導き出されてくる物部否定の理由は自

ら明かであろう。即ち物部氏はその伝承故に否定されねばならなかつたのである。それも神武東征の饑速日命に関する伝承によつてである事は先來見て来た如くであり、この故に他のほとんどが何らかの形で冷遇されねばならなかつたものであろう。「削偽定実」の実内容がこうしたものである事は言うまでもない。古事記に対する天武天皇の積極的な姿を知るべきである。

## 註

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 直木孝次郎『壬申の乱』二〇七頁  |
| 2 | 川崎庸之『天武天皇』一四九頁   |
| 3 | 直木孝次郎『壬申の乱』一九五頁に諸説を取上げている。   |
| 4 | 竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』石上朝臣麻呂条   |
| 5 | 太田亮『姓氏家系大辞典』藤原条  |
| 6 | 右同 石上条   |
| 7 | 「今」に関しては梅沢伊勢三氏の『記紀批判』所収『記紀の文章における「今」の分析』に詳しい。                                    |
| 8 | 川副武胤『記注考』へ日本古代史論集上所収▽當時石上神宮が注目せられていた事は紀天武三年八月条でも知られる。伝承のみでなく、事実であった点が注意されねばならない。 |
| 9 | 天孫降臨章第二の一書に「是時齋主神、号曰『斎之大人、此神今在平東國樹取地也』と布都御魂即ち経津主神を説明している。この問題及記注の問題は別の稿に譲りたい。    |

## 五

る。

記序が記す様に、天武期には古事記は成立しなかった。記序が天武天皇の言葉として口をすっぱくして語る「削偽定実」の意図は、統一的伝承の制定であったろう。そして又二百を越える氏族の天皇を中心とした系譜化にあつたことは多く指摘されているところである。だが、それ故に古事記は成立し得なかつたと考えられる。「然、運移世異、未行其事矣」とは、こうした事情のためであろう。決して天皇の古事記放棄を意味してはいない。敢えてなした削偽定実のため、

様々な障害を自ら作つてしまつたものと考えられ、天皇はそれだけ深く関心をよせておられたとしなければなるまい。

古事記は稗田阿礼によつて保持された。それが今日の古事記の如くであるか否かは、議論の多いところであるが、こうした個人の名を挙げているところをみると、内部的に保持されたものであつて、公的に伝えられたものではあるまい。つまり石上朝臣麻呂は直接にはこの大改変の実相を知らなかつたと考えてよいかと思う。

現古事記撰録の詔は和銅四年九月に下つて、翌五年一月に

奏上されている。

ところで、平城京遷都は和銅元年に勅があり、三年三月「辛酉、始遷都于平城」以左大臣正一位石上朝臣麻呂<sup>1</sup>為留守」とある様に、詔勅が下つて二年目に遷都がなされてい

とあって、この記事を信ずれば、遷都後一年にして旧都は焼失してしまつた訳である。おそらく石上朝臣麻呂は和銅四年末には新都におもむいていはしまいか。もはや焼失した旧都には左大臣がとどまるべき必要もないではないか。

とすれば、彼は新都に於いて古事記撰進の事を知り、かつまた、安万侶に親しく会う機会もあつたと思われ、古事記の内容を見る事も可能と考えられる。然りとせば、彼はそこに記された自家の伝承に驚き入つたに違ひない。今は天皇に次ぐ発言力を持つてゐる左大臣である。当然改善の要求も出されたであろう。そうした時、安万侶はどの様に受けて立つたであろう。記序は「撰録稗田阿礼所誦之勅語<sup>2</sup>」として更に勅語を誇張している。安万侶の唯一の武器はこの勅語という言葉であった事は既に指摘されている。<sup>3</sup>もし麻呂の要求があつたとしてもそれはこうした角度で拒否されたものであろうか。がしかし、奏上以前に麻呂が古事記を手にしていたとすれば、今少し物部に対する理解が感じ取られるべきである。

例えば先述の東征段の分註が、麻呂の要求によって記入されたという事も可能であるが、果して麻呂が自家伝承の抹殺を驚き、改善すべく布都御魂を自家伝承としたものであるか。どうもその蓋然性は少いようである。彼の死を記して

「帝深悼惜焉」とも「百姓追慕無不痛惜」ともあるから、よほど人徳のあった人物と考えられ、それだけに朝政の最大の協力者であった事に間違いはあるまい。物部伝承改変の実情を知つたとしても、彼の立場はかなり微妙なものであつたと思われる。また既に石上と改姓させられている事は、こうした時の用意であったかもしない。唯古事記撰進が公式記録に筆録されなかつたのは、あるいはそこに麻呂の政治力が働いているのかもしれないという事を予想せしめる。これは別に筆録された事とし、とにかく表面的には麻呂は黙して語らなかつたとすべきであろうと思われる。

こうした作為に異論を唱え、大胆な改善を志したのはおそらく彼の孫石上朝臣宅嗣ではなかつたか。彼が宝亀六年物部へ復姓を情願したのは、理由のない事ではあるまい。

東征段の分註を足がかりとして、その横刀布都御魂を宇麻志麻連命に授け、これを石上神宮に祭つたとして、古事記が否定した饒速日命の國譲りの功績を、たくみに第一の大國主だらうか。物部への改姓の必然性もこうした点にあつたと考えられる。然りとせば、旧事本紀編纂に宅嗣をあてることはあながち無理な推定ではなくなつてくる。<sup>註3</sup> 神田秀夫氏は「私は先代旧事本紀が古語拾遺を引いたのではなくて、古語拾遺が先代旧事本紀を引いたのだと思う。」として鎌田純一氏の

旧事本紀平安朝初期「成立」を「補訂」とされた。<sup>註4</sup> 神田氏の述べられる如くであれば、やはり宅嗣が浮び上つてくる訳であろう。

さて、縷々物部系伝承の古事記における姿を見てきたのであるが、古事記編纂目的的具体的な姿の一つは、この物部伝承の改変にあつた事が首肯されると思われる。物部氏に限つたため、その結果はいさか一方的に偏したもの見なされるかもしれないが、他氏族についても考察をすゝめるつもりであり、他日を期したい。

最後に小論について懇切な御指導御教示をいただいた下出積与助教授に心から感謝の意を表する。

(三七・一〇・三一)

### 註

1 太田善麿『古代日本文学思潮論』七八頁以下に「勅語」について多く述べられてある。傾聴すべき卓論である。

2 続日本紀養老元年三月条

3 井上実氏は『旧事本紀の成立』へ武庫川学院女子大学紀要第一集<sup>5</sup>で石上宅嗣を編纂者に擬しておられ、鎌田純一氏は『先代旧事本紀の研究(研究の部)』で、これを否定、更に時代を下降させ、平安初期とされた。

4 神田秀夫『書紀成文の五段階』へ上代文学研究と資料所収／九二頁

付記 小論は先に「尾張と物部」と題して古代文学会(昭三七・九)で一部発表したものを作成増補したものである。